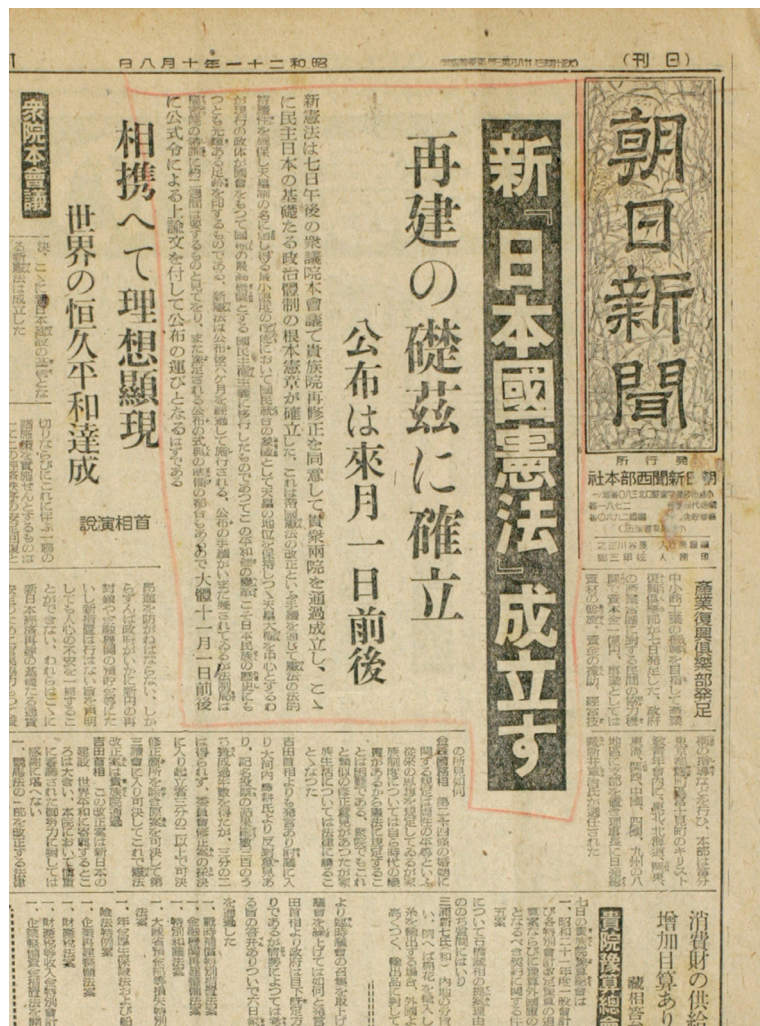


日本国憲法の制定



* 一般郷土史料1607「朝日新聞（新『日本国憲法』成立す）」

解説

日本の戦後改革が進められる中で、GHQは日本政府に対して、大日本帝国憲法の改正を指示しました。はじめ日本政府は明治憲法をわずかに修正した案を提出しましたが、GHQはこれを認めず、独自に作成した憲法草案を提示しました。日本政府はこのGHQ案をもとに「憲法改正草案要綱」を作成し、帝国議会での3か月あまりの審議・修正を経て、1946（昭和21）年11月3日に公布、翌年5月3日から施行されました。

写真は、1946（昭和21）年10月8日付の朝日新聞の1面です。7日午後、衆議院本会議で貴族院再修正案が同意されたことにより、新憲法が成立したことが伝えられています。「新『日本国憲法』成立す 再建の礎（いしずえ）茲（ここ）に確立」との見出しが付いています。また、吉田首相の「新日本再建の礎たるべき新憲法が決定したのは、国民とともに喜びに堪えない。新憲法の理想とするところを実現するには、国民諸君の努力にまたねばならないが、政府も国民もともに実現に努力する所存である。」との言葉も掲載してあります。2面には「戦争放棄、主権在民の新憲法」の見出しのもと、新憲法の全条文が紹介され、3面以降に解説が掲載されています。

* 1946（昭和21）年11月4日付の朝日新聞の1面では、新憲法の公布を報じています。「自由と平和へ新日本の進発」「まず頭の切換へ」「戦争よ永遠にさらば」「歓喜新日本に爆発」「剣なき民族の覚悟 新しき国体ここに生る」などの見出しが躍っています。また、憲法公布を記念し、山口県下各地でも祝賀式、講演会、芸能会や運動会が開催された様子を報じています。（一般郷土史料1608）